

## 勝央町お試し住宅使用要領

平成29年2月3日制定

	確認事項	注意事項
仮予約	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 仮予約のお問い合わせは、開庁日の午前8時30分から午後5時までに電話で空き状況の確認と仮予約を行って下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> お試し住宅を使用できるのは、申請者が勝央町空き家情報バンク利用登録をしている者に限ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対象者は、勝央町に移住を検討されている方になります。観光やレジャーなど移住検討以外を目的とする利用はできません。</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者が勝央町空き家情報バンク利用登録をしていない場合は、利用登録申請をして頂きます。</li> </ul>
申請(申込)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用の申込みは、使用開始日の60日前から14日前までに行ってください。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用期間の延長は、使用終了予定日の14日前までに1回のみ(当初使用開始期間と通算して最大365日まで)申請できますが、予約状況によっては延長できない場合もありますので、ご了承ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用申請する場合は、以下の書類を郵送提出して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用申請書</li> <li>・申請者の身分証明書(住所のわかるもの)の写し</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用の14日前までに申請書の提出がない場合、予約はキャンセル扱いとさせていただきます。</li> <li><input type="checkbox"/> 同一とみなされる申請者(使用者)の施設使用は、2回まで(使用期間の延長分は1回とみなす。)とさせていただきます。</li> </ul>
決定	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 申請内容を審査し、適当と認めた場合、使用許可書を交付します。</li> <li><input type="checkbox"/> 別途「お試し住宅使用貸借契約書」の締結をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 決定後に申請者のやむをえない事情により使用をキャンセルする場合、速やかに担当部署まで連絡をすること。</li> <li><input type="checkbox"/> 施設管理の都合上、やむをえず予定していた使用をお断りする場合があります。</li> </ul>
使用開始	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 寝具一式、日常生活に係る消耗品(タオル、ティッシュペーパー、シャンプー、洗面用具、食材など)は使用者自身でご準備下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用開始時には、使用許可書を必ずご持参下さい。鍵は現地でお渡しいたします。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用開始前に担当者から施設使用上の注意事項と設備の使用方法について説明を受け、備品の事前確認を行って頂きます。</li> <li><input type="checkbox"/> 施設所在の地元区長様と近隣居住者数名の方に使用開始のあいさつをしていただきます。(担当者が同席します。)</li> <li><input type="checkbox"/> アンケート用紙をお渡しします。アンケート用紙は使用終了後に提出して頂きます。</li> <li><input type="checkbox"/> ゴミ収集及び分別について、担当者から説明を受けて下さい。滞在中に出たゴミは、使用者に原則お持ち帰りいただきますが、使用期間が長期間(概ね10日間以上)になる場合は、別途ご案内いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用開始日は12月26日から翌年1月5日までの間及び土、日、祝日以外の日となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 到着予定時刻を事前に担当者までお知らせください。なお、使用開始日の到着時刻が変更になる場合も同様とします。</li> <li><input type="checkbox"/> 施設の備品は別紙「備品リスト」をご確認ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 公共交通機関(町内循環無料バス)での移動は、運行本数と運行日が限られていますので、車での来町をおすすめします。</li> </ul>

	確認事項	注意事項
使用期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 室内は清掃に努め、常に清潔を保って下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺は静かな住環境ですので、昼夜を問わず節度を持った使用に努めて下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 水道、電気、ガス、灯油の使用については、節約に努めて下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 冬期は水道の凍結に十分注意して下さい。施設内の水道管が凍結し破損した場合及び設備が破損した場合、その原因が使用者にあるときは修理代をご負担いただく場合があります。</li> <li><input type="checkbox"/> 車で移動の際は、運転に十分注意して下さい。特に冬期はスタッドレスタイヤを必ず装着して下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> お試し住宅が所在する地区の自治会活動等へ積極的に参加してください。</li> <li><input type="checkbox"/> お試し住宅周辺の除草や除雪を適宜行い、快適な住環境の整備にご協力下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 室内は禁煙です。</li> <li><input type="checkbox"/> ペットや動物の飼育は、施設の屋内外を問わず禁止します。</li> <li><input type="checkbox"/> 留守や就寝時には施錠を必ず行って下さい。盗難等が発生した場合、施設の瑕疵に原因がある場合を除き、町は一切責任を負いません。</li> <li><input type="checkbox"/> 冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き取り掃除を行って下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 施設内駐車場等での事故には十分注意し、事故が発生した場合は、使用者または当事者間の責任において対処すること。</li> <li><input type="checkbox"/> ガスコンロ、石油ファンヒーターなど火気を使用した場合、後始末に十分注意して下さい。</li> </ul>
使用終了	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用終了前に清掃(特に換気扇、ガスレンジ、流し台、冷蔵庫内、お風呂、洗面所、トイレ)し、居住スペースに掃除機をかけるなど使用開始時と同等の状態にして下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> 施設所在の地元区長様と近隣居住者数名の方に使用終了のあいさつをしていただきます。(担当者が同席します。)</li> <li><input type="checkbox"/> 残ったゴミは使用者自身でお持ち帰りいただきます。</li> <li><input type="checkbox"/> 担当者と備品及び施設の設備について確認を行っていただきます。</li> <li><input type="checkbox"/> 確認事項がすべて終了しましたら、担当者に鍵を返却して下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> アンケート用紙を担当者にご提出下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用終了日は12月26日から翌年1月5日までの間及び土、日、祝日以外の日となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用終了日及び出発予定時刻を事前に担当者までお知らせください。</li> <li><input type="checkbox"/> お渡しした施設の鍵を紛失した場合、玄関錠などの交換費用はすべて使用者に負担して頂きます。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用者の責により備品及び施設の設備に損傷又は滅失があった場合、速やかに担当部署まで連絡するとともに、その状況の確認を受けて下さい。この場合、原状回復に要する費用はすべて使用者に負担して頂きます。</li> <li><input type="checkbox"/> 決定を受けた使用期間に変更が生じる場合は、速やかに担当部署と相談して指示を受けて下さい。</li> <li><input type="checkbox"/> リースされた寝具等がある場合は退去時までに引き取りを完了して下さい。</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用期間中に発生した使用者の故意又は過失による事故については、使用者の責任となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象を原因として使用期間中に施設及びその敷地内で発生した事故に対して、町は、その賠償の責任を負わないものとします。</li> </ul>	
【問い合わせ先】	〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場 総務部 元気なまち推進室 電話0868-38-3111 FAX0868-38-3120 受付時間 平日8:30~17:15	